

チャレンジ事業 募集要項

1. 公募の目的と概要

チャレンジ事業（以下「本助成事業」という。）とは、特定非営利活動法人すぎなみ学びの楽園（以下「本法人」という。）における資産を活用し、**会員や会員以外からの事業提案**を公募して、地域のため、自分探しのため、健康で生きがいのある人生を楽しむため、地域のシニア世代などに対して、学ぶ場の提供、居場所づくり、福祉、雇用の増進などに資する、**新たな事業展開を図る**ものであります。

また、本助成事業は、**本法人との協働事業として公募**するものであり、**協働事業の形態については提案事項**とします。提案する協働事業の形態については、チャレンジ事業申込書 2. 提案内容に記述してください。**本助成事業における協働事業とは**、本法人あるいは本法人の会員と、何らかの形態で連携する事業とします。

採択された事業については、**3箇年まで助成**するものとし、**3箇年の助成金額の配分額についても提案事項**とします。

※ 「すぎなみ学びの楽園」は、杉並区とともに「住み」「学び」「楽しむ」仲間を意味して、「すぎなみ地域大学」の一期生が中心に集結したNPO法人で、現在、メンバーがそれぞれの分野で活動しています。具体的には、「角川庭園・幻戯山房～すぎなみ詩歌館」では、句会等を催せる貸室「詩歌室」や、庭は四季折々の草花が楽しめる日本庭園を活用した運営を行っています。「ゆうゆう梅里堀ノ内館」では、地域のシニアの方たちが集い、交流し、学び、楽しむことの出来るように運営を行い、さまざまな協働事業も行っています。また、本法人の事業部として、自然文化事業部・弁天池事業部・俳句事業部・シーダ会事業部・植栽事業部の各事業なども行っています。

参考（本法人 HP）：<https://www.sugi-manabi.com/>

2. 対象となる団体

法人格を有する団体、及び3人以上で活動する法人格の無い団体（インターネット申請が可能な団体）

なお、次のいずれかに該当する申込者は本助成事業に参加することができません。

- ・会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ・暴力団等に該当する者（団体の構成員に1名以上暴力団等に該当する者が含まれている場合、暴力団等に該当する者とみなす。）
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者

3. 対象となる人あるいは地域、対象事業

杉並区民あるいは杉並区内の地域を対象として、本法人の定款第3条から第5条（目的、活動の種類、事業）までに沿った事業

参考：本法人の定款（東京都生活文化スポーツ局 NPO 法人担当の公開情報）

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/houjin/npo_houjin/list/ledger/0007017.html

定款（第2章 目的及び事業）

（目的）

第3条 この法人は、広くシニア世代等に対して、社会教育に関する事業を行い、福祉の増進・シニア世代の居場所づくり・地域づくりに寄与することを目的とする。「住んでよし、学んでよし、心のふるさと、すぎなみをつくろう」というテーマで、世代間の交流や地域の中での交流が少なくなってきた現代、教え、教わり、学んだもの同士の交流を深め、仲間づくりの手助けをし、継続して学ぶことのできる場を提供する。主に団塊の世代を中心に、児童生徒から、シルバー層にわたる杉並区民・団体等を対象に、3世代交流、各種教室の開催、文化的催しものなどの支援事業を行い、行政との協働により豊かな地域文化を発展させる。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 各種講習会開催事業
- (2) シニア支援を目的とする他のNPOや団体とのネットワーク構築及び援助事業(プラットフォーム)
- (3) 杉並区民等の為の地域づくり事業
- (4) イベント等の企画・運営事業、コンサルティング事業
- (5) 書籍、雑誌などの出版事業
- (6) 人材育成、研修事業
- (7) 普及啓発及び相談事業
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

4. 助成対象となる費用（費目）

本助成事業の活動に関する人件費（助成金額の50%を限度）・物件費

(1) 対象になる費用（費目）

人件費（本助成事業に必要なものに限る）、会議費（会場使用料など）、機材・什器・備品購入費、交通費・通信費、印刷費、工事改修費など

(2) 対象にならない費用（費目）

本助成事業の活動と直接関わりのないもの、チャレンジ事業申込書に記載した費用以外の費用

5. 助成金額

1 団体 2 百万円（3 箇年計）を上限とします。全体総額 3 百万円までを予定。

※ 本助成事業の助成期間は、最大 3 年間（事業開始年度～3 年目の年度まで）とし、1 年目のみ、2 年目までのみの助成応募も、可能です。

※ 助成が複数年度にまたがる場合は、その金額の年度配分についても、提案事項です。

※ 他の助成金を受けるものについては、その助成金を自己負担分として明示してください。他の助成金の決定が申込書提出後あるいは事業採択後となった場合は、その段階で、ご相談してください。

※ 選考の結果、助成決定金額が申請金額を下回る場合があります。その場合でも事業が実施できるよう、事業計画を立ててください。

6. 申請について

(1) 申請方法

インターネット申請。

チャレンジ事業申込書、チャレンジ事業の収支予算書、及び誓約書に

必要事項を記入の上、電子メールにて送付してください。電子メールの件名は、**「チャレンジ事業申込書（団体名）」**としてください。

(2) 公募期間

令和 4 年 11 月 9 日（水）～令和 5 年 2 月 4 日（土）17 時

(3) 説明会

1) 日時：令和 4 年 **12 月 18 日（日）13：30** から 15 時

2) 場所：**「荻窪地域区民センター」2 階 第 4・5 集会室**

（オンライン参加も可能）

〒167-0032 杉並区天沼 3 丁目 19 番 16 号

・JR 中央線、東京メトロ丸ノ内線 **「荻窪駅」南口**より徒歩 12 分

・関東バス（荻窪駅南口・シャレール荻窪間、荻 51）

（荻窪駅南口・五日市街道営業所間、荻 53）

（荻窪駅南口・芦花公園駅間、荻 54）（荻窪駅南口・日本年金機構入口間、荻 56）

（荻窪駅南口・北野間、荻 58）（荻窪駅南口・宮前三丁目間、荻 60）

で「荻窪四丁目」下車徒歩 1 分

- 3) 参加人数：1 団体 2 名まで（会場参加）
- 4) 申込方法：令和 4 年 12 月 12 日（月）の正午までに電子メールにて
「10. 申込先・連絡先」のメールアドレスへ送付。
※ オンライン（Zoom）での参加の場合は、その旨を
電子メールの本文に記入してください。
- 5) 電子メールの件名：「チャレンジ事業説明会参加（団体名）」としてくだ
さい。 ※ オンライン（Zoom）での参加の場合は、
件名も、「チャレンジ事業説明会参加（オンライン参加、
団体名）」としてください。

(4) チャレンジ事業申込書に関する質問の受付と回答

- 1) 受付方法：電子メールにて「10. 申込先・連絡先」のメールアドレスへ
送付。記入の様式は、自由です。
- 2) 受付期間：令和 4 年 12 月 21 日（水）正午（必着）
- 3) 電子メールの件名：「チャレンジ事業質問（団体名）」としてください。
- 4) 質問の回答：令和 4 年 12 月 27 日（火）までに
法人HPにて回答します。

※ 12 月 22 日（木）以降でも、申請に関する個別相談を受け付けます。
電子メールにより、ご連絡ください。ただし、他の申請者に公平になるよ
うに、ご質問に回答しない場合があります。

7. 選考方法と実施手順

1 次審査（書類で審査）、2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

<実施手順>

- ・ 令和 4 年 11 月 9 日（水） 募集要項の公表（本法人HPにて）

- ・ 令和 4 年 12 月 18 日（日） 13：30～15 時
説明会の開催（オンライン参加も可能）

- ・ 令和 4 年 12 月 21 日（水） 正午まで
チャレンジ事業に係る質問の受付締切り
- ・ 令和 4 年 12 月 27 日（火） までに
質問の回答は、本法人HPで公開

- ・ 令和 5 年 2 月 4 日（土） 17 時（必着）
チャレンジ事業申込書の提出期限

- ・ 令和 5 年 2 月中旬
第 1 次審査（書類審査）の
結果と第 2 次審査日程（時間と場所）を
通知（電子メールにて）

- ・令和5年**3月18日（土）** 午後予定
第2次審査
（プレゼンテーション・ヒアリング審査）
- ・令和5年3月下旬頃 **採択事業者選定、結果の通知（電子メールにて）**

8. 選考基準

以下の点を満たしているかを総合的に判断します。

- (1) 応募のグループが杉並区に住んでいる、働いている、学んでいる方が中心となっている。
- (2) あるいは、活動の内容の対象が主に杉並区に住んでいる、働いている、学んでいる人々のためになっている。又は、杉並区内の地域のためになっている。
- (3) その上で、シニア世代などに対して、
 - ・自分探しのため
 - ・健康で生きがいのある人生を楽しむため
 - ・学ぶ場の提供
 - ・居場所づくり
 - ・福祉、雇用の増進などに資する活動。
- (4) 以上の目的に沿った活動で、本助成事業の期間終了後も、事業が自立して継続の見込みがあるもの。
- (5) 広く社会に貢献するもの。

9. 留意事項

- (1) 費用負担
応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出書類の取扱い・特許権等
 - (ア) 著作権の取扱い
提出書類の著作権は、申込者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
 - (イ) 無断使用の禁止
申込者の提出書類については、提案審査以外で申込者に無断で使用しません。
 - (ウ) 特許権等による責任負担
提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った申込者が負うものとします。

10. 助成決定後の流れ

(1) 助成金の申請

採択された団体には、決定通知の電子メールを受けたあと、必要な事項（振込口座など）を通知します。

(2) 事業実績報告書の提出

採択された団体は、本助成事業の終了後1ヶ月以内に、事業実績報告書をご提出ください。

また、複数年度にわたる事業の場合は、各事業年度が終了する毎に事業実績報告書をすみやかにご提出ください。提出後に翌年度の助成金を送金します。なお、2年目以降の事業年度に早期の送金が必要な場合は、各事業年度終了前に暫定の事業実績報告書を提出するなど、本法人の事務局長までご相談してください。事業の実施が困難となった場合は、それ以降の助成金の支給を取り止める場合があります。

11. 申込先・連絡先

特定非営利活動法人 すぎなみ学びの楽園

電子メール：sugi-manabi@jcom.home.ne.jp